

(役員の職務)

第8条 本クラブの役員は次の職務を担う。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、会務を整理する。
- (2) 指導者は、代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

(指導者)

第9条 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツや文化活動の専門的な知識や技能を有する18歳以上の者とする。(ただし、高校生は除く)

- (1) 代表もしくは指導者は、県や市が主催する研修会に参加しなければならない。
- (2) 指導者は、本クラブが指定した保険に加入しなければならない。

第4章 その他

(事故の責任)

第10条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起ころうとも、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に対して損害賠償できないものとする。

(会計年度)

第11条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。